

令和元年12月25日

第30回村上市農業委員会会議録

第30回村上市農業委員会定例会を令和元年12月25日午後2時00分神林農村環境改善センター多目的ホールに招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木いせ子	2番	阿部正一
3番	増田嘉美	4番	加藤孝平
5番	石山章	6番	遠山久夫
7番	池田千秋	8番	本間サヨ子
9番	中山和衛	10番	遠藤俊樹
11番	斎藤博	12番	佐藤健吉
13番	齋藤文夫	14番	板垣栄一
15番	稲葉浩之	16番	菅原隆雄
17番	大野章	18番	村山美恵子
19番	船山寛	20番	本間裕一

1. 欠席委員は次のとおりである。

なし

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 事業計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	佐藤俊一
事務局係長	園部和枝

1. 午後2時10分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから30回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は、全員出席です。よって、村上市農業委員会会議規則第6条により本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議ですので、農地利用最適化推進委員の皆様からもご出席をいただいております。推進委員の方につきましては、推進委員議席番号4番、佐久間委員、9番、中山委員、13番、本間委員、18番、寺社委員からそれぞれ欠席のご連絡をいただいております。出席者は15名でございます。

それでは、初めに会長よりご挨拶のほうお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員の選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第30回村上市農業委員会総会の議事録署名委員には、議席番号12番、佐藤委員、議席番号13番、齋藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、報告第1号、1ページ目になります。農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回は4件の案件であります。

まず初めに、番号1番、申請人、村上市岩船三日市__番地__、____、土地の表示、岩船字宮ノ上__番__、地目、台帳、畑、現況、山林、面積163平米ほか1筆、計2筆、合計面積302平米、申請の事由として、申請地は15年ぐらい前から耕作しておらず、杉や雑木が繁茂し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、村上市岩船三日市__番__号、____、____、____、土地の表示、岩船字宮ノ上__番__、地目、台帳、畑、現況、山林、面積55平米ほか2筆、合計3筆、合計面積221平米、申請の事由、申請地は15年ぐらい前から耕作しておらず、杉や雑木が繁茂し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号3番、申請人、村上市岩崩__番地__、____、土地の表示、岩崩字坂ノ上__番__、地目、台帳、田、現況、山林、面積41平米ほか3筆、合計4筆、合計面積159平米、申請の事由、申請地は20年以上前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号4番、申請人、村上市山辺里__番地__、____、____、____、____、土地の表示、高根字試田__番__、地目、田、現況、山林、面積103平米、申請の事由として、申請地は50年以上前から耕作しておらず、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をいたします。3ページになります。番号1番と番号2番は、1枚の図面で表示しております。地図の中央右、岩船三日市地内、諸上寺があります。諸上寺の左手に4筆、右手に十町歩__番地、合計5筆であります。

次に、4ページ、番号3番についてです。地図中央よりやや上方面、三面川が流れており、県道鶴岡村上線が走っております。岩崩集落内の左手に細く四角く囲んだ4筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号4番、地図の作成上北方向が左になっておりますので、図面を縦にごらんください。地図の上方向に高根集落があり、そこから林道仮田沢線が走っておりまして、地図の中央より下方、小さく囲んだ1筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいまの説明についてご質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告については以上といたします。

次に、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。今回は、使用貸借13件、贈与2件、売買2件、合計17件の案件となっております。

まず初めに、使用貸借1件について説明いたします。6ページ、番号1、貸人、村上市松沢__番地、____、借人、村上市松沢__番地、____、土地の表示、松沢字平坂__番__、現況地目、田、地積580平米、田がほかに18筆、畑が3筆、合計22筆、合計地積が30,442平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年間無償、新規の案件となっております。この案件については、貸人の____様が経営移譲年金を受給するため、息子さんである____さんに貸すという案件となっております。1番から13番までが使用貸借の案件となっております。

続いて、10ページをごらんください。贈与案件について説明します。番号14、譲渡人、村上市下鍛冶屋__番地、____、譲受人、村上市下鍛冶屋__番地__、____、土地の表示、下鍛冶屋字向屋敷__番、現況地目、田、地積992平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件については、____さんが母親である____さんが亡くなられて相続を受けた農地です。____さんにつきましても、結婚してこの地を離れるということで、おじ様である____さん

に農地を譲るという案件となっております。_____さんの妹さんが_____さんの奥さんだそうです。

続きまして、同じく贈与案件、番号15、村上市吉浦_____番地、_____、譲受人、村上市寒川_____番地、_____、土地の表示、寒川字浜山_____番、現況地目、畑、地積477平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。この案件に関しましては、今年度7月案件で、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定ということで区域設定をした場所になります。7月にその指定を受けまして、8月に売買の予定でしたが、所有者の方が急に亡くなってしまいまして、今回所有者から弟さんである_____さんが相続を受け、今度は売買でなくて贈与で結構ですということで、_____さんの申し出があり、贈与という案件となりました。

続きまして、11ページ、売買案件について説明いたします。番号16、譲渡人、村上市平林_____番地、_____、譲受人、村上市平林_____番地、_____、土地の表示、平林字高屋敷_____番、現況地目、田、地積320平米、田がほかに5筆ありまして、合計地積が5,200平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして_____円、10アール当たり換算で_____円となっております。

次に、12ページをごらんください。同じく売買案件、番号17、譲渡人、村上市北新保_____番地、_____、_____、_____、譲受人、村上市平林_____番地、_____、土地の表示、平林字門前_____番、現況地目、田、地積46平米、田がほかに6筆、畑が17筆、ページが12ページ、13ページ、14ページ、15ページの末尾までがこの案件となっております。田が7筆、畑が17筆、合計24筆、合計地積が15,764.33平米となっております。契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして_____円、10アール当たり_____円となっております。

場所の説明をします。16ページをごらんください。贈与案件、番号14の場所です。荒川地区下鍛冶屋地内です。図面左端、縦に国道7号線があります。荒川ショッピングセンターアコスの裏手にあるのが申請地_____番です。

17ページをごらんください。同じく、贈与案件、番号15の場所です。山北地区寒川地内です。図面を斜めに国道345号線とJR羽越本線があります。図面中央にあるのが申請地_____番_____番です。

18ページをごらんください。番号16と17の場所です。図面を縦に国道7号線とJR羽越本線があります。図面向かって左にあるのが番号17の筆が3筆ございます。申請地_____番、_____番、_____番です。また、図面中央JR沿いにある5筆と国道から千眼寺方面へ向かう市道沿いに1筆、合計6筆が番号16の申請地です。16、17説明逆になりましたが、17の筆が左端の3筆、そのほかが番号16の申請地となっております。

19ページをごらんください。番号17の場所です。同じく、平林地内、千眼寺を過ぎ500メートルほど山間に入ったところに申請地_____番、もう500メートルほど入ったところに申請地_____番があります。

最後、20ページをごらんください。同じく、番号17の場所です。図面中央を縦に国道7号線とJ

R羽越本線があります。細かく説明いたしません、図面上にある19筆が番号17の申請地です。

以上で場所の説明を終わります。

説明した17件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明のあった議案第1号につき、質疑に入ります。

6番、遠山委員。

○6番（遠山久夫君） 6番、遠山です。ただいまの案件の17番、これの田7筆、畑17筆、これの総面積があるわけですが、単価反当たり___円といったような説明ございましたが、田んぼのほうは全体で反当たり幾らなのか、畑が幾らなのか、これを知りたいのです。教えてください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） あくまでも合計で___円という説明をこの申請者、譲渡人、___様から受けております。

○6番（遠山久夫君） 今後のこともありますので、田んぼのほうの売買価格というのもやはり承認したほうがいいのではないかと思います、事務局いかがでしょうか。

○事務局長（小川良和君） 今ほどの6番、遠山委員からのご指摘の件ですが、今後田畑調査等もございまして、今遠山委員がおっしゃるとおりだと思っております。

ただ、現在の段階では、譲渡人の法定代理人の方からは、全筆でというふうなことでの説明しか受けていないものですから、今後改めて田の部分、畑の部分についての単価を確認させていただきますので、それについては来月の定例会の中で改めて報告はさせていただきたいと思っております、よろしいでしょうか。

○6番（遠山久夫君） わかりました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、議案第1号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第2号 事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第2号、21ページをごらんください。事業計画変更承認申請についてです。今回は、1件の案件となっております。

番号1番、当初計画者、村上市北田中___番地、___、土地の表示、下大蔵字大蔵__番__、地

目、台帳、田、現況、工場敷地、面積815平米ほか1筆、合計2筆、合計面積1,140平米、移転内容、移転の事由として、転用面積並びに権利を設定しようとする契約内容の変更です。変更の目的、内容として、申請地は平成5年1月29日付新潟県村農地第3089号により、農地法第5条の許可を得ました。当初は、内面積で申請しましたが、このたび朝日温海道路の用地買収により面積が確定したため、転用面積の変更を行うものです。あわせて、地権者の同意が得られたので、権利の設定等についても変更するものです。転用面積の変更として、1,000平米から1,140平米、権利の種類、期間、賃貸借権、永年、所有権移転の売買という変更になります。

次に、22ページ、場所の説明をいたします。地図の中央、国道7号線が走っております。その国道7号線沿いに地図のちょうど中央付近に太く囲みました2筆が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、ただいまの事業計画変更について現地調査をしていただいておりますので、調査についての報告をお願いいたします。

4番、加藤委員。

○4番（加藤孝平君） 事業計画変更承認について、番号1について現地を確認の報告をいたします。

12月11日午前9時30分に山北支所に集合し、大西次長からの説明を聞きました。農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地を確認いたしました。現地では_____の立ち会いのもと説明を受けました。当初借地契約は1,000平米でありましたが、自動車整備工場として使用していました。このたびは、高規格道路で買収され、残地が140平米残ることにより、今後もその借地のときと同様、残地も整備工場として利用していきたいということでした。このたび、朝日温海道路の用地買収により面積が確定したため、地権者の同意が得られたため、権利を設定することといたしました。

農業委員全員許可することといたしましたので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第2号について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第2号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 事業計画変更承認申請については、承認することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、23ページ、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてです。今回は1件の案件となっております。

番号1番、譲渡人、東京都練馬区春日町四丁目__番__号、____、譲受人、村上市羽ケ榎__番地__、____、土地の表示、羽ケ榎字村下__番__、地目、台帳、現況とも畑、地積175平米、合計2筆、合計面積390平米、転用の目的、住宅建築敷地、契約方法、所有権移転による売買です。対価として____円、10アールあたりに換算いたしますと____円、農地区分として第3種農地、備考といたしまして、申請者はこのたび住宅の建築を計画し、利便性等から申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は上下水道管が埋設された道路に接しており、おおむね500メートル以内に2つの公共施設が存在します。木造2階建て1棟、建築面積が71.22平米です。

次に、24ページ、場所の説明をいたします。地図左下方向に県道坂町停車場金屋線が走っております。それをまたぎまして、上方向に荒川地区公民館、下方に荒川支所があります。この荒川地区公民館よりやや上方向、羽ケ榎地内太く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をお願いしておりましたので、報告をお願いいたします。

13番、齋藤委員。

○13番（齋藤文夫君） 13番、齋藤です。議案第3号の番号1番現地調査の報告いたします。

11月10日、荒川支所で1時30分から委員3名、最適化推進委員1名で、事務局大西次長から事前説明を受けたのち、____立ち会いのもと現地を確認いたしました。現地は、荒川地区公民館の裏手にありまして、道路から向かい両側の民地は住宅で、奥は畑となっています。西側の住宅と畑とは配水路で区画されています。生活排水は市の下水道を利用しまして、雨水は地下水路で処理します。農地の影響はないことから、許可相当と判断しましたので、委員皆様の審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号を許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、説明の前に29ページをお開きください。番号16番の案件について、貸人から取り下げの申し出がありましたので、事案の取り下げをお願いいたします。

それでは、ページ戻りまして、25ページをごらんください。議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。今月は、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が94件、所有権

移転の売買が8件、合計106件の案件となります。

それでは、所有権移転以外の案件につきましては、1件のみ説明させていただきます。番号1番、貸人、村上市山辺里__番地、____、借人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、山辺里字長海__番、地目、畑、地積1,498平方メートル、利用権の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間で、再設定となります。番号4番までは、使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号5番、貸人、村上市松山__番地、____、借人、村上市岩船三日市__番__号、____、土地の表示、村上字島ノ内__番__、地目、田、地積、834平方メートルほか田が14筆、畑が3筆、計18筆、合計面積が9,663平方メートル、利用権等の種別が賃借権の設定、期間は10年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米30キロ、新規の設定となりまして、改良区費は借人負担となります。ページのほう進みまして、49ページ、番号98番までが賃借権の案件です。

次に、所有権移転について説明いたします。番号99番、譲渡人、村上市山辺里__番地、____、譲受人、村上市山辺里__番地、____、土地の表示、四日市字大坪__番__、地目、田、地積2,261平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号100番、譲渡人、村上市大津__番地、____、譲受人、村上市大津__番地、____、土地の表示、大津字蓮池__番、地目、田、地積4,942平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号101番、譲渡人、村上市平林__番地__、____、譲受人、村上市平林__番地、____、土地の表示、平林字州崎__番、地目、田、地積2,551平方メートルほか1筆、計2筆、合計面積が4,722平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号102番、譲渡人、東京都港区芝浦____、____、譲受人、村上市大場沢__番地、____、土地の表示、大場沢字山崎__番、地目、田、地積523平方メートルほか9筆、計10筆、合計面積が4,227平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号103番、譲渡人、村上市中原__番地、____、譲受人、村上市中原__番地__、____、土地の表示、中原字中通__番__、地目、田、地積1,514平方メートルほか2筆、計3筆、合計面積が7,723平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは____円となります。

次に、番号104番、譲渡人、村上市朝日中野__番地__、____、譲受人、村上市朝日中野__番地__、____、土地の表示、朝日中野字中野__番__、地目、田、地積1,016平方メートルほか田が6筆、畑が4筆、計11筆、合計面積が17,892平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アール当たりは約____円となります。

次に、番号105番、譲渡人、村上市岩沢__番地__、____、譲受人、村上市岩沢__番地__、____、____、土地の表示、岩沢字下川原__番、地目、田、地積2,972平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

次に、番号106番、譲渡人、村上市岩沢__番地__、____、譲受人、村上市岩沢__番地__、____、____、土地の表示、岩沢字前川原__番、地目、田、地積2,980平方メートルほか5筆、計6筆、合計面積が9,075平方メートル、売買による所有権の移転となります。対価が____円、10アールあたりは____円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。58ページをごらんください。番号99番、図面右側に村上地区天神岡集落があります。国道7号線を挟みまして、西側に太く囲ってありますが申請地です。

次に、番号100番、図面右側上部に荒川地区大津集落があります。県道坂町停車場金屋線を挟みまして、南側、図面中央付近に太く囲ってありますが申請地です。

次に、番号101番、神林地区平林地内、図面右側縦に国道7号線とJR羽越本線があります。図面中央に太く囲ってあります2筆が申請地です。

次に、番号102番、図面右側上部に朝日地区大場沢集落があり、図面横に県道鶴岡村上線が走っております。その南側、図面中央付近に太く囲ってあります6筆と、ページのほうをめくりまして。次ページ、62ページ、同じく大場沢地内、図面中央に4筆、合わせまして10筆が申請地であります。

次に、番号103番、図面右側に朝日地区中原集落があります。集落の西側、高根川との間に太く囲ってあります3筆が今回の申請地となります。

次に、番号104番、図面中央斜めに県道薦川中原線が走っており、県道沿いに太く囲ってある1筆と、次のページ進みまして、朝日地区朝日中野集落の北側、図面中央付近に2筆、次のページ進みまして、朝日中野集落の東側に太く囲ってあります8筆、合わせまして11筆が今回の申請地であります。

次に、番号105番、朝日地区岩沢地内であります。図面の中央付近に高根川が流れております。その東側に太く囲ってありますのが申請地となります。

次に、番号106番、図面左側の朝日地区岩沢地内、朝日地区岩沢集落があります。県道高根村上線を挟みまして、図面中央付近に太く囲ってあります6筆が今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは、最初に議案番号59番を審議いたしますので、議席番号__番、____、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号59番について質疑に入ります。

ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、番号59番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号59番、承認することに決定いたしました。

（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） _____、番号59番、承認することに決定いたしました。

次に、番号64番につき審議いたします。

議席番号__番、_____、議事に参与できませんので、退席してください。

（__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） 議案番号64番につき質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ご意見、ご質問ないようでありますので、番号64番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号64番、承認することに決定いたしました。

（__番 _____君着席）

○議長（石山 章君） _____、番号64番、承認することに決定いたしました。

次に、番号81番から87番につき審議いたします。

議席番号__番、_____、議席番号__番、_____のお二方は議事に参与できませんので、退席してください。

（__番 _____君、__番 _____君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号81番から87番につき質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、番号81番から87番、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号81番から87番、承認することに決定いたします。

（__番 _____君、__番、_____君着席）

○議長（石山 章君） _____、_____、番号81番から87番、承認することに決定いたしました。

ただいま承認した59番、64番、81番から87番を除き質疑に入ります。

○12番（佐藤健吉君） 会長、そのほかにも70番、91番、それから80番関係してきますが、それはよろしいのですか。

○議長（石山 章君） 推進委員は議決権がありませんので。

○12番（佐藤健吉君） わかりました。

○議長（石山 章君） 質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。ちょっとお聞きしたいのですが、105番の、今回売買で3,015平米から2,972平米売った。残りもう43平米ほど農地があるということで解釈できるのですが、これは田なのか畑なのか、自分で実際に耕作しているのか、その辺をお聞かせ願いたいのです。

○議長（石山 章君） 今確認中ですので、確認済むまで暫時休憩いたします。

休憩 午後3時5分～午後3時7分

○議長（石山 章君） 再開します。

○事務局長（小川良和君） 今ほど阿部委員からご質問につきまして、ちょっと台帳を確認した後に後で報告させていただきますので、よろしいでしょうか。

○2番（阿部正一君） よろしゅうございます。

と申しますのは、これだけ残っているのに、一緒にこの際売買であれば売ったほうがと思ったからで、これを残すことによって非農地というのか、荒廃地になりかねないということで、その辺ちょっと気になったのです。

以上でございます。

○議長（石山 章君） なお、_____さんについては、ほかにも農地がありまして、_____に貸借いたしているのであります。

ほかにはないでしょうか。

17番、近藤委員。今マイク持ってきますので、ちょっと待ってください。

○推進委員17番（近藤和明君） 推進委員の近藤です。この16番の案件が取り下げになった理由について、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（石山 章君） 事務局。

○事務局係長（園部和枝君） 耕作者が変更ということで、ほかの耕作者の方に耕作をお願いすることになったということで取り下げの申し出がありまして、来月案件として上がることになっております。

○推進委員17番（近藤和明君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（石山 章君） 19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山ですけども、今の案件ですけども、これあつせんで私のところに来たものですから、一応農業委員会のあつせんということで_____のほうに、これ_____さん、代表、_____さんになっていますけども、受け手が個人なものですから、_____の代表と持ち主の_____さんが借りるという話でして、私もその内容は一切受けていませんので、ただあつせんに来たものを探して_____をお願いしたと。_____の代表が承認したということですし、その辺の中身は大変複雑なんで、これ法人であつて中身は法人でないものですから、その辺わかる方はあれですけども、事務局の側にも私が_____あつせんしてもこのようなケースはめったにないんで、私自身もあつせん受けて、そして断られたという流れのものですから、中がどうなっているのかわかりませんので、近藤さん、_____の代表のほうから詳しいこと聞いてください。恐らく事務局もわからないはずですので、つけ加えておきます。

○推進委員17番（近藤和明君） 承知しました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号は承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定については承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、69ページ、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見書の交付について、1件の案件となっております。

番号1番、申請人、村上市下新保_____番地、_____、土地の表示、下新保字三改新田_____番、地目、台帳、田、現況、畑、地積793平米、変更区分、除外、変更の目的、重機及び資材置き場、変更の内容として、申請人は建設会社を営んでおり、市の除雪業務を請け負っています。現在自宅の空きスペースに重機を置いています。除雪作業員の迅速な対応及び利便性等から申請地を最適地と考え、計画を変更するものです。

次に、場所の説明をいたします。70ページ、地図左上方向、県道小揚猿沢線が走っており、その右方向、地図の中央付近、下新保集落に接続する形で太く囲んである場所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、この件について現地調査をしていただいておりますので、調査報

告をお願いいたします。

推進委員19番、中山委員。

- 推進委員19番（中山 栄君） 朝日地区現地確認、下新保農用地利用計画変更の報告について、推進委員19番、中山です。下新保の_____さんから申請がありました村上農業振興地域整備計画の変更にかかわる意見書の交付について、現地確認を報告いたします。

11月9日月曜日午前9時より、朝日支所会議室において農業委員4名、最適化推進委員5名、事務局より大西次長、朝日支所産業建設課の小池室長出席のもとで行いました。初めに、事務局から申請内容等について説明があり、その後現地に移動し、申請人の____さん立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。

申請人は、建設会社を営んでおり、市の除雪作業を請け負っています。現在除雪機械は自宅の空きスペースに置いていますが、このたび除雪作業員の迅速な対応及び利便性等を考え、申請地を最適地と考え計画変更するものです。雨水については地下浸透なので、付近の耕作物への被害の心配はなく、また乗り入れについては、隣接の宅地を利用する予定であります。このことから、朝日地区として農用地利用計画の変更についてはやむを得ないとの意見でありました。

以上で報告を終わります。

- 議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

（発言する者なし）

- 議長（石山 章君） 特にないようでありますので、第5号議案については、村上市農業委員会の意見はやむを得ないので、通知することによろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

- 議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号、村上農業振興地域整備計画の変更に係る村上市農業委員会の意見は、やむを得ない旨通知することに決定いたしました。

その他について、議題としては皆様方から何かあれば。

推進委員11番、齊藤委員。

- 推進委員11番（齊藤裕助君） 11番の推進委員の齊藤です。議題の中にないんですけれども、圃場整備事業についてお伺いしたいんですけれども、冒頭会長挨拶の中で、朝日地区の圃場整備の進捗状況などを少しばかりお話あったんですけれども、今月の新潟日報に圃場整備の実施地区の第2段階の調査地区なんですけれども、再来年の2021年には調査地区を採択しないという新聞記事がありました。圃場整備事業について、私の地区も少しばかりやりたいということで、小川局長とも話し中なんです。

加えて、朝日地区の進捗状況、来年度は調査地区を採決するけれども、再来年度やらないわけですので、来年度中に採択の可能性とか、そういった見通しなどをお聞かせ願いたいんです。

○議長（石山 章君） 19番、船山委員。

○19番（船山 寛君） 19番、船山です。私の知り得るところだけ話させてもらいますけども、今まで昨年来農業委員会事務局には大変お世話になりながら、大場沢の1件の耕作放棄地、誰も受け手が無いということから始まりまして、館腰地区11集落、私と代表の佐藤さん、推進委員の中山さんで計1集落4回から5回、多いところで6回入っていますけども、その中で5年、10年後この集落どんなふうにしていくんだという話し合いで進めながら、その中で管理機構使った圃場整備という話が出てきて、現実的にそこに向かおうということで今現在3集落、65ヘクタールほど全部の同意を得て県に申請する段階まで持って行ってありますし、20%の高収益作物について今年中に全部つくる内容を精査するという段階まで入っています。それについては振興局、農協さんを入れながら、今書類づくりしておりますし、2年度は減らすけれども、3年度に申請するという段階に今入っていますし、そのほか4集落については、全集落の同意も得ております。それについては、来年度中に書類だけでもまずつくるという段階で今動いております。

そして、県のほうの説明を先般行ってきましたし、12月4日は本庁で説明ありまして、その後先般私ども局長にも出てもらいまして、県の流れも伺いまして、そのようにじゃ進めるかということなんですけども、県としても精査しながら、止めるということではないと。一応今実行している流れもあるんで、その中で1年間は内容を精査すると。それから、県全体としての予算を受け、それと書類の整備されたところから動かすということなので、とにかく館腰については書類上全部の同意を得たところから、高収益作物等のことも含めながら書類をきちんと上げておくようにという指示をいただきまして、それに向けて来年度は申請がないんですけども、来年逆にその来年度中に全部書類をつくるという段階には入っております。

まだはっきり県のほうでもどこがどうだという話は出ていないと。ただ、この中間管理機構を使った事業は、止めるのではないんだと。圃場整備、県の全体のを精査した中で進めるということですのでという説明は受けております。現実的にうちのほうが一番早いかなと思うんで、その笹平、釜杭については、私どももほかの地区よりも一歩先に動かしてまして、ですからそのことをどうするかという話し合いでずっと県とやりとりしてきたわけですけども、そういう流れでいますので、どこがということではないんで、あくまでもこれから先は農業委員会でなくてやはり土地改良区が主になるということでした、事業実施については。ですから、その辺新たに今土地改良区のほうの考え方になると思いますので、そのように協議しながらやっていくべきだと思いますんで、私の知り得る近況の状態はそこまでです。

○議長（石山 章君） 船山委員、ありがとうございました。

○推進委員11番（齊藤裕助君） 分かりました。ぜひ実施できるように。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） それでは、以上をもちまして議事については終了いたします。
3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後3時20分～午後3時30分

・協議、連絡事項ほか

時に午後5時00分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和元年12月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員

